

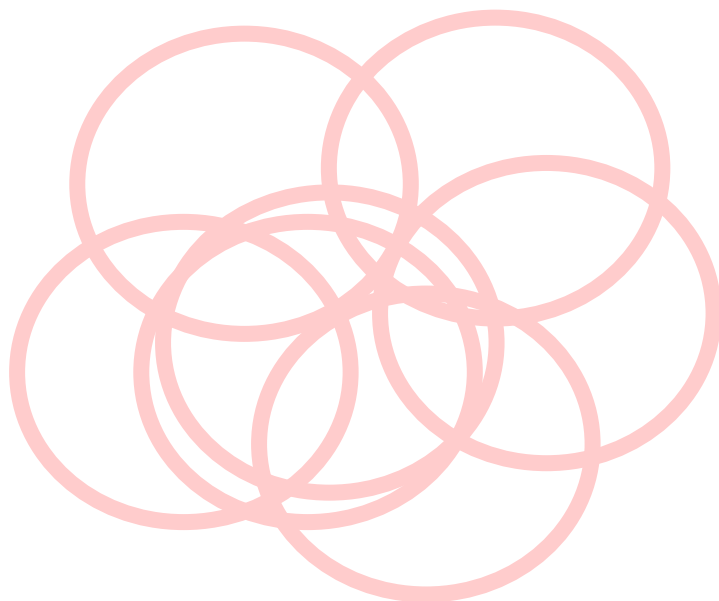
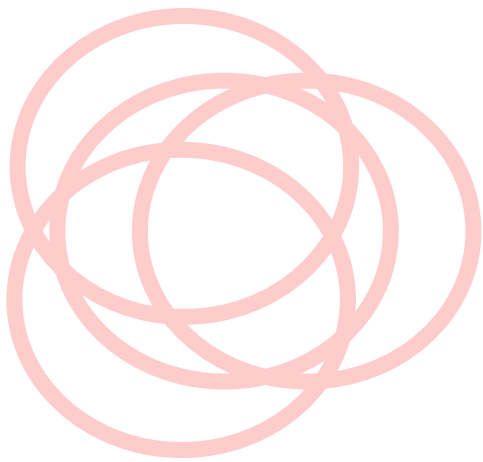


Minato

港区障害者移動支援事業の 請求について(別冊)

令和8(2026)年4月版

港区 保健福祉支援部
障害者福祉課
障害者事業所支援係



目次

- 各種加算の概要 . . . 2
- 処遇改善加算の請求について . . . 3
- 通学支援加算の請求について . . . 4~7
- 問い合わせ先 . . . 8

各種加算の概要

1 処遇改善加算

移動支援に従事する職員の処遇改善に係る経費に対し、加算として給付するものです。

●算定方法●

移動支援サービス費用×0.402

●事務の流れ●

- ①区に「処遇改善加算計画書」を提出
- ②サービス提供の翌月、請求書を区に提出※P3参照
- ③翌年度、区に「処遇改善加算実績報告」を提出

●留意事項●

区からの給付額以上の処遇改善を実施する必要があります。

2 通学支援加算

学校またはスクールバスポイントを起点・終点に含む30分未満の移動支援につき、加算を給付するものです。

●算定方法●

●事務の流れ●

サービス提供の翌月、請求書を区に提出※P4～7参照

処遇改善加算の請求について

請求書(サービス)の「費用合計」の欄に記入した金額を、請求書(加算)の「費用合計A」欄に記入してください。

※エクセル様式では費用を入力すると、金額が自動計算されます。

請求金額	¥0				
請求事業名	件数	単位数	費用合計 A	港区請求額 B	利用者負担額 A-B
移動支援					0



請求金額	¥0	
請求加算名	回数 C	港区請求額
通学支援加算	0	0
請求加算名	本体費用合計 A	港区請求額
処遇改善加算	0	0

【留意事項】

- ・請求するには、**事前に区へ「処遇改善計画書」を提出する必要があります。**
- ・翌年度、実績報告を区へ提出していただき、給付額以上の処遇改善ができなかった場合、差額を返還していただくことがあります。

通学支援加算の請求について

【実績記録票作成のポイント】

・Aについて

サービス提供実績に基づき、サービス提供時間を入力します。

備考欄は「通学支援加算(行き)」又は「通学支援加算(帰り)」を選択します。

算定時間数が30分の場合、通学回数欄に通学支援加算対象となる支援回数が自動でカウントされ、提供内容欄に、備考欄で選択した内容の識別番号が自動で表示されます。※手書きの場合は、実績記録表下部に記載している各提供内容の番号を記載してください。

また、実績記録票の下段に、通学支援加算の算定可能回数が表示されます。

2時間ルール適用の場合は、通学支援加算の算定対象とはなりませんが、明細上は単一コード(合算して日中1.0など)の算定となりますので、明細書の通学支援0.5の算定からは除きます(明細書下段の「通学支援0.5」算定回数(参考)のとおり)。

・Bについて

1日当たり、行き1回、帰り1回の計2回まで算定することができます。

算定上限を超過すると、通学回数欄に「×」と表示され、通学支援加算は算定されません。

【例】8日8:30-9:00(自宅→学校) → 対象 ①

8日16:30-17:00(学校a→学校b) → 対象 ②

8日19:00-19:30(学校b→自宅) → 対象外 ③×→夜間0.5として扱う

・Cについて

2時間ルール合算適用対象の支援であっても、通学支援加算を算定することができます。

通学支援加算対象となる場合、備考欄は「通学支援加算(行き)」又は「通学支援加算(帰り)」を選択します。

【例】10日16:30-17:00(学校→放デイ)/10日18:00-18:30(放デイ→自宅)

・Dについて

2人介護の場合は、1日当たり、行き2回、帰り2回の計4回まで算定することができます。

提供内容欄は「6」、備考欄は「通学支援加算(行き)2人介護」又は「通学支援加算(帰り)2人介護」として、1行で入力することで、2回分の通学支援加算をカウントします。

※他事業所との2人介護の場合は、提供内容欄は「1」、備考欄は「通学支援加算(行き)他事業所と2人介護」又は「通学支援加算(帰り)他事業所と2人介護」として、各1回分算定します。

【実績記録票】

日付	曜日	移動支援計画			サービス提供時間			提供内容	利用者種別	備考欄(プルダウンから選択)	通学回数
		開始時間	終了時間	計画時間数	開始時間	終了時間	算定時間数				
7	月	8:30	9:00	0.5	8:30	9:00	0.5	5		0.5	1
7	月	16:30	17:00	0.5	16:30	17:00	0.5	5		0.5	1
8	火	8:30	9:00	0.5	8:30	9:00	0.5	5		0.5	2
8	火	16:30	17:00	0.5	16:30	17:00	0.5	5		0.5	2
8	火	18:00	18:30	0.5	19:00	19:30	0.5	1		0.5	×
10	木	8:30	9:00	0.5	8:30	9:00	0.5	5		0.5	3
10	木	16:30	17:00	0.5	16:30	17:00	0.5	5		0.5	3
10	木	18:00	18:30	0.5	18:00	18:30	0.5	1		2Hルール	
14	月	8:30	9:00	0.5	8:30	9:00	0.5	5		0.5	4
14	月	16:30	17:00	0.5	16:30	17:00	0.5	5		0.5	4
15	火	8:30	9:00	0.5	8:30	9:00	0.5	6		0.5	6
15	火	16:30	17:00	0.5	16:30	17:00	0.5	6		0.5	6
		通学支援加算(行き)	6	通学支援加算(帰り)	6	通学支援加算対象の提供回数		12			
						明細書の「通学支援0.5」算定回数(参考)		11			

【 移動支援事業明細書】 ※前頁の実績記録票の例による

移動支援事業明細書											
受給者証番号	8 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0					令和		年	4	月分	
支給決定障害者等氏名	シト 港 伊ロウ 一郎					事業所番号	1 3 0 3 0 0 0 0 0 0				
支給決定に係る障害児氏名	シト 港 知ウ 太郎					事業者及びその事業所の名称	訪問介護みなとくやくしよ				
						地域区分	1 級地				
受給者証に記載されている利用者負担上限月額①	4,600		契約サービス	身体介護	あり・なし						
費用	サービス内容			算定単位	算定回数	当月算定単位	摘要				
	02	3111	身体介護あり通学支援0.5	330	9	2970	X				
	02	1215	身体介護あり夜間0.5	412	1	412	B				
	02	1423	身体あり日中0.5・夜間0.5	511	1	511	C				
	02	3112	身体介護あり通学支援0.5・2人	330	2	660	D				

・ Xについて

「身体介護あり通学支援0.5(コード3111)」又は「身体介護なし通学支援0.5(コード8111)」を算定(*)します。

※通学支援加算の算定回数は次ページで説明します。

・ Bについて

通学支援加算の対象外のため、通常のサービスコードで算定します。(「身体介護あり夜間0.5(コード1215)」)

・ Cについて

2時間ルールが適用されるため、「身体介護あり通学支援0.5(コード3111)」ではなく、2時間ルール合算適用後の「身体あり日中0.5・夜間0.5(コード1423)」で算定します。

※本ケースは、通学支援0.5では算定できませんが、通学支援加算は算定できます。

・ Dについて

通常の2人介護の算定と同様に、2人目については「身体介護あり通学支援0.5・2人(コード3112)」又は「身体介護なし通学支援0.5・2人(コード8112)」を使用します。

*基本報酬の算定回数について

実績記録票下段「通学支援加算対象の提供回数」から、2時間ルール合算適用の算定回数(C)、2人介護の算定回数(D)を除いた回数を算定します。

※例の場合の算定回数: X(9回) = A - C - D = 12 - 1 - 2 = 9

【通学支援提供内訳書】

通学支援 提供内訳書												
令和		年	4	月分	事業所番号 1 3 1 0 3 0 0 0 0 0							
					事業所名称 訪問介護みなどくやくしよ							
No	受給者証番号				支給決定障害児童氏名				支援内容		回数(個別)	備考
1	8	0	0	0	港 太郎				学校(スクールバスポイント) ↓↓ 目的地		6	
2	8	0	0	0	港 太郎				学校(スクールバスポイント) ↓↓ 目的地		6	
3	0	0	0	0	港 花子				出発地 ↓↓ 学校(スクールバスポイント)		2	

全児童の通学支援加算
算定回数の総合計

提供回数(個別) C	100
------------	-----

【請求書(加算)】

令和		年	0	4	月分	地域区分	1 級地
請求金額		¥613,982					
請求加算名	回数 C	港区請求額					
通学支援加算	100	151,200					
請求加算名	本体費用合計 A	港区請求額					
処遇改善加算	1,000,000	462,782					

- ・児童ごとに、通学支援加算の算定回数(E)を入力します。各利用者の実績記録票の32,33行目を参照し、行きと帰りを区別した上で、通学支援提供内訳書を作成します。
 - ・通学支援提供内訳書に記載した提供回数(E)の合計が、同シートの44行目「提供回数(個別)C」及び「請求書(加算)」の通学支援加算の「回数 C」に自動で入力されます。
 - ※通学支援提供内訳書が2枚にわたる場合は、区にご連絡ください。
 - ・「請求書(加算)」の地域区分を選択すると、請求金額が自動表示されます。
 - ※処遇改善加算(40.2%)の対象は、本体費用合計と通学支援加算額となります。
- 令和7年度処遇改善加算額 = (通学支援加算額 + 本体費用合計) × 40.2%
- 【上記の例の内訳】462,782円 = (1,512円 × 100回 + 1,000,000円) × 40.2%

入力例に基づく請求方法

A(※4)

日付	曜日	移動支援計画			サービス提供時間			乗車人数	利用者種別 種	備考 (二人介護等の情報を記入してください。)	通学回数
		開始時間	終了時間	計 画 時間数	開始時間	終了時間	算 定 時間数				
7	月	8:30	9:00	0:30	8:30	9:00	0:30	1		通学支援加算(行き)	1
7	月	16:30	17:00	0:30	16:30	17:00	0:30	1		通学支援加算(帰り)	1
8	火	8:30	9:00	0:30	8:30	9:00	0:30	1		通学支援加算(行き)	2
8	火	16:30	17:00	0:30	16:30	17:00	0:30	1		通学支援加算(帰り)	2
8	火	18:00	18:30	0:30	19:00	19:30	0:30	1		通学支援加算(帰り)	X
10	木	8:30	9:00	0:30	8:30	9:00	0:30	1		通学支援加算(行き)	3
10	木	16:30	17:00	0:30	16:30	17:00	0:30	1		通学支援加算(帰り)	3
10	木	18:00	18:30	0:30	18:00	18:30	0:30	1		2時間ルール	
14	月	8:30	9:00	0:30	8:30	9:00	0:30	1		通学支援加算(行き)	4
14	月	16:30	17:00	0:30	16:30	17:00	0:30	1		通学支援加算(帰り)	4
15	火	8:30	9:00	0:30	8:30	9:00	0:30	2		通学支援加算(行き) 2人介護	6
15	火	16:30	17:00	0:30	16:30	17:00	0:30	2		通学支援加算(帰り) 2人介護	6

【実績記録票】

- ・通学支援加算(行き) 6回(7日、8日、10日、14日、15日、15日2人目)
 - ・通学支援加算(帰り) 6回(7日、8日、10日、14日、15日、15日2人目)
- 12回
- ・B→8日 18:00~18:30は、通学支援加算(帰り)を選択しているが、帰りが2回目となるため、対象外

【明細書】

- ・コード3111 身体介護あり通学支援0.5 9回 →X(※1)
 - ・コード1215 身体介護あり夜間0.5 1回 →B(※2)
 - ・コード1423 身体介護あり日中0.5・夜間0.5 1回 →C(※3)
 - ・コード3112 身体介護あり通学支援0.5・2人 2回 →D
- 1人目(行き1回・帰り1回)はX、2人目(行き1回・帰り1回)はDで算定

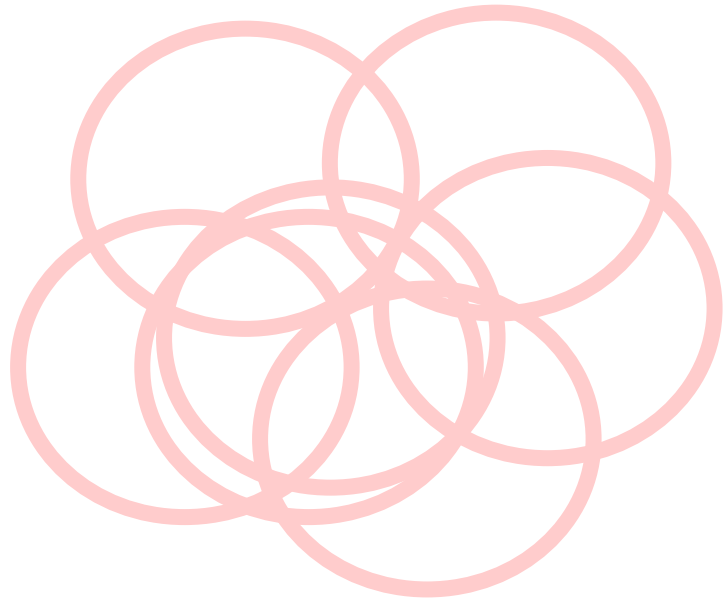
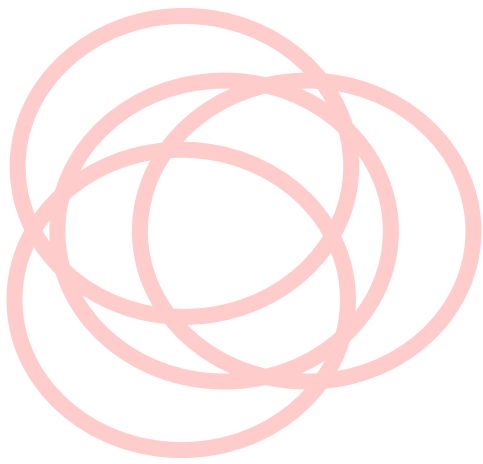
※1・・・ X = (12回:A)通学支援加算対象の算定回数
 - (1回:C)2時間ルール合算適用対象の算定回数
 - (2回:D)2人介護の算定回数
 $X = A - C - D = 12 - 1 - 2 = 9$ 回

※2・・・帰りが2回目で加算の対象外となるため、コード3111ではなく、提供時間に応じたコード(例の場合:「コード1215 身体介護あり夜間0.5」)を選択します。

※3・・・通学支援0.5より優先して、2時間ルールを適用して算定します。(実績記録票には、通学支援加算対象としての回数が計上(自動入力)されますが、明細上の通学支援の回数には計上されません(合算するため)。)

【通学支援提供内訳書】

- ・通学支援加算 12回
- 実績記録票の「通学加算(合計)」の回数(A)(※4)と同値となります。
 →通学支援加算(回数)には、1日当たり行き1回、帰り1回(2人介護の場合は、各2回)の合計値が計上されます。



問合せ

■ 支給決定内容や受給者証・利用方法に関する問合せ

利用者の住所を管轄する各地区総合支所区民課保健福祉係へ問合せください。

- 芝地区総合支所
港区芝公園1-5-25 TEL: 03-3578-3161
- 麻布地区総合支所
港区六本木5-16-45 TEL: 03-5114-8822
- 赤坂地区総合支所
港区赤坂4-18-13 TEL: 03-5413-7276
- 高輪地区総合支所
港区高輪1-16-25 TEL: 03-5421-7085
- 芝浦港南地区総合支所
港区芝浦1-16-1 TEL: 03-6400-0022

■ 事業の制度や請求に関する問合せ

障害者福祉課 障害者事業所支援係

港区芝公園1-5-25

TEL :03-3578-2672 FAX:03-3578-2678

MAIL:minato43@city.minato.tokyo.jp

■ ホームページ

請求に必要な書類等をアップロードしています。

[港区ホームページ](#)>[健康・福祉](#)>[障害者福祉](#)>

[障害福祉サービス事業者等の方へ](#)>[移動支援事業請求書式一覧](#)

を参照してください。